

みやま市公共施設予約システム構築業務

<プロポーザル実施要領>

令和3年10月

みやま市企画振興課



<目次>

1. 業務名
2. 業務内容
3. 業務期間
4. 見積限度額
5. 事務局
6. 参加資格
7. 参加手続き
8. 質疑応答
9. 審査結果の通知業者選定概要
10. 企画提案に係るスケジュール
11. 欠格事項
12. その他留意事項

※様式集

- 【様式1号】 参加表明書
- 【様式2号】 誓約書（暴力団）
- 【様式3号】 会社概要
- 【様式4号】 業務実績調書
- 【様式5号】 業務の実施体制
- 【様式6-1号】 費用見積書（構築）
- 【様式6-2号】 費用見積明細書（構築）
- 【様式6-3号】 費用見積書（保守費用）
- 【様式6-4号】 費用見積明細書（保守費用）
- 【様式7号】 質問書
- 【別紙1】 機能要件確認書

公的証明書は、3ヶ月以内のものとする。

本企画提案実施要領は、本市が「みやま市公共施設予約システム構築業務」（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、公募により参加事業者を募り、プロポーザルに参加した業者から、本市において最も導入するに適していると考えられる受託候補者を選定することに関しての必要な項目を定めたものである。

1. 業務名

「みやま市公共施設予約システム構築業務」

2. 業務内容

概要は下記のとおり。詳細は「みやま市公共施設予約システム構築業務仕様書」を確認のこと。

- ・システムのクラウド環境構築
- ・システムの設計・開発等のシステム構築
- ・システム構築後の試験及び職員に対する研修
- ・その他、システムの導入に必要な業務
- ・システム構築後の保守・運用サポート
- ・その他、システムの運用保守に必要な業務

3. 業務期間

(1) システム構築期間

選定事業者決定後から令和4年3月31日まで

(2) 運用保守期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日まで

4. 見積限度額

システム構築費：7,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

システム使用料：8,600,000円（消費税及び地方消費税を含む）

システム構築導入に係る費用、および導入後のシステム運用に係る費用（60ヶ月）の2枚の見積書を提出すること。

5. 事務局

みやま市企画振興課情報化推進係（以下、「事務局」という。）

〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川5番地

TEL：0944-64-1505（直通） FAX：0944-64-1507

E-mail：densan@city.miyama.lg.jp

6. 参加資格

- (1) 品質マネジメントシステム ISO 9001 の資格を有すること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム ISMS (ISO 27001) の資格を有すること。
- (3) クラウドサービスセキュリティ ISO/IEC (ISO 27017) の資格を有すること。
- (4) 財団法人日本情報処理開発協会 (JIPDEC) が認定するプライバシーマークの資格を有すること。
- (5) 自社開発パッケージを保有し、本件業務と同規模以上の契約を過去 2 年間で 1 回以上締結していること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (7) 会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号) により、更正手続き開始の申し立てを行っていない者。
- (8) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) により、更正手続きの開始の申し立てを行っていない者。
- (9) 自治体から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 過去 1 年間の法人税、消費税等租税及び地方税を完納していること。
- (11) みやま市暴力団排除条例 (平成 22 年 4 月 1 日施行) により暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) において、第 2 条第 2 項に規定する暴力団員 (以下暴力団という。) でない者。また、法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (12) 暴力団員が事業主または役員に就任している法人でないこと。
- (13) 暴力団員が実質的に運営している法人等でないこと。
- (14) 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、または使用している法人でないこと。
- (15) 暴力団または暴力団員に対して経済上の利益または便宜を供与している法人でないこと。
- (16) 暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係を有している法人でないこと
- (17) みやま市指名停止等措置要綱 (平成 19 年みやま市告示第 14 号) に基づく指名停止要件に該当しないこと。
- (18) 専門技術者等、十分な業務遂行能力を有していること。



7. 参加手続き

(1) 提出書類及び期日

提出書類	部数	提出期限
参加表明書【様式1号】	1部	令和3年10月15日（金）午後5時までに事務局まで持参または郵送とする。
参加資格を確認できる書類 （資格証の写し等）	1部	
企画提案書 （正本1部、副本9部）	1式	令和3年10月29日（金）午後5時までに事務局まで持参または郵送（郵送の場合は、記録が残るものに限る）とする。
機能要件確認書【別紙1】	1部	
見積書（様式6-1号～6-4号） ・導入に係る経費 ・月額使用料 ・費用見積明細	1部	

(2) 提出書類の様式等

①参加表明書

- ・別添【様式1号】参加表明書を提出すること。
- ・参加資格を確認できる書類（資格証の写し等）を提出すること。

②企画提案書

- ・提出部数は、正本1部と副本を9部提出すること。
- ・副本については、添付した表紙を除き、事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないこと。
- ・用紙は日本工業規格A4横型とする。提案ページ数に関しては任意とする。
- ・企画提案書の構成項目は、下記のとおり作成すること。

1 会社概要

- ・貴社の概要（様式3号）
- ・資格の認証取得状況
- ・公共施設予約システム導入実績（様式4号）
- ・法人登記簿謄本（複写可）
- ・納税証明書（国、県、市町村税）（複写可）
- ・誓約書（様式2号）

※公的証明は3ヶ月以内のものとする。

- 2 本業務の目的・課題に対する考え方
- 3 提案システムの概要

- ・提案システムの特長
(操作性が分かるように画面イメージ等を挿入すること)
- ・提案システムの拡張性
- 4 構築スケジュール
- 5 セキュリティ対策
 - ・セキュリティ方針
 - ・通信等障害時の対策
- 6 体制
 - ・導入、構築体制について (様式5号)
 - ・保守、運用サポート体制について
 - ・操作研修について

③機能要件確認書

- ・別添【別紙1】機能要件確認書を提出すること。
- ・システム標準にて対応している機能に関しては、対応欄に「○」を付けること。
- ・システム標準では機能が備わっていないが、カスタマイズにて対応を行う機能に関しては、対応欄に「△」を付けること。なお、カスタマイズ費用は、導入に係る経費に含めること。
- ・対応不可な機能に関しては、対応欄に×を付けること。

④見積書

システム構築費用、システム使用料それぞれの費用を提出すること。

(導入に係る経費)

- ・公共施設予約システム構築に係る費用を記載すること。なお、【様式6-1号、6-2号】機能要件確認書にてカスタマイズを必要とする機能に係る費用を含めること。
- ・見積金額は、消費税を含まない額で記載すること。

(運用に係る経費)

- ・公共施設予約システム導入後、令和4年4月1日より令和9年3月31日までのシステム使用料(60ヶ月分)を記載すること。【様式6-3号、6-4号】
- ・見積金額は、消費税を含まない額で記載すること。
- ・なお、見積金額は、提案内容評価の参考として利用するものであり、そのまま契約金額となるとは限らない。

8. 質疑応答

本企画提案に関する質疑に関しては、下記のとおりとする。

(1) 質疑方法

別添【様式7号】質疑書に質問内容を記載のうえ、令和3年10月8日（金）午後5時までに事務局へ電子メールにより提出すること。

なお、質疑者は事務局へ受信確認を行うものとし、受信確認のなかった質疑は受け付けしたものとみなさない。この場合において、本市は、電子メールの送受信に起因するトラブルについて、一切の責任を負わないものとする。

(2) 回答方法

質疑に対する回答は、質疑者の名称等を伏せたうえ、一括して質疑回答書としてまとめ、参加資格を有する全ての事業者に対し、令和3年10月13日（水）までに電子メールで送信する。

9. 審査の方法及び審査結果の通知

審査に関しては、下記のとおりとする。

(1) 審査方法

「企画提案書」「機能要件確認書」「見積書」「プレゼンテーション」の内容をもとに審査を行い、総合評価において最も優れていると判断された事業者を受託候補者として選定する。また、参加事業者が1社のみであった場合も審査を行うこととする。

(2) プレゼンテーション

1者の持ち時間は説明30分、質疑15分の計45分とする。企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

(3) 審査結果の通知

選定委員会において審査した採否については、審査結果通知書により参加事業者に通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(4) 結果の公表

審査結果をみやま市ホームページで公表することとする。



10. 企画提案に係るスケジュール

本審査に係るスケジュールは、以下を予定している。

項目	日程
公告	令和3年10月1日（金）
質疑書の提出	令和3年10月8日（金）午後5時まで
質疑書回答	令和3年10月13日（水）までに通知予定
参加表明書の提出	令和3年10月15日（金）午後5時まで
参加資格審査結果の通知	令和3年10月20日（水）までに通知予定
企画提案書等提出	令和3年10月29日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和3年11月4日（木）
審査結果通知	令和3年11月15日（月）頃に通知予定

11. 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、審査後に判明した場合も同様とする。

- (1) 提出書類に不備がある場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に違反した場合
- (4) 公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認定した場合
- (5) その他実施要領に違反すると認められた場合
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する場合
- (7) みやま市における競争入札参加資格を有していない場合
- (8) みやま市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止要件に該当する場合
- (9) みやま市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成20年7月28日告示第39号）に定める除外措置要件に該当する場合
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合
- (11) 参加表明の日から過去3月以内に本市から契約解除されている場合
- (12) 個人情報保護条例を遵守していない提案等、個人情報の管理に明らかな問題がある場合

12. その他留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書の提出はできないものとする。



-
- (2) 本件に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
 - (3) 提出書類は日本語を用いるものとし、やむをえず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付すること。また、通貨は日本円とする。
 - (4) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
 - (5) 提出された企画提案書は返却しないものとする。
 - (6) 提出された参加表明書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外には使用しない。